

「留学生向け合同企業説明会」参加企業 募集要領

1. 目的

神戸市では、地元企業が留学生等の高度外国人材を積極的に活用する機会を提供するとともに、多くの留学生等に地元企業を知ってもらい、就職に繋げる場として、兵庫県と共催で「留学生向け合同企業説明会」（以下「合同企業説明会」という。）を開催します。

2. 概要

- (1) 開催日時：2025 年 6 月 25 日（水）10：30～16：00
- (2) 開催場所：神戸サンボーホール（住所：神戸市中央区浜辺通 5-1-32）
- (3) 参加予定者：大学院、大学、短大、専修学校、日本語学校等を 2025 年 9 月、2026 年 3 月に卒業予定の留学生又は既卒の元留学生（以下「留学生等」という。）

3. 応募方法・結果の通知

- (1) 募集企業数：合計 80 社（神戸市内企業 40 社、市外の兵庫県内企業 40 社を予定）
- (2) 応募締切：2025 年 3 月 31 日（月）17：00
- (3) 出展費：18,000 円

※出展料のお支払いについては、後日神戸市より納入通知書（納付書）を送付します。

神戸市が指定している公金の納付が可能な金融機関の窓口での納付をお願いします。

- (4) キャンセル料

参加企業がやむを得ずキャンセルを希望する場合、以下のとおりキャンセル料が発生します。なお、キャンセルの際は、事前に「6. 問合せ先」に記載の電話番号まで、ご連絡をお願いします。確認のため、メールでもご報告いただきます。

- ・2025 年 4 月 30 日まで：キャンセル料は発生しません。
- ・2025 年 5 月 1 日以降：出展費の 100%をキャンセル料として頂戴いたします。

- (5) 応募要件：申込時点で以下の要件を満たすこと。

- ① 兵庫県内に本社もしくは事業所を置いていること。
- ② 高度外国人材※を中心とした外国人材の採用を予定・検討していること。

※ 日本国内又は海外の大学・大学院卒業と同程度の最終学歴を有し、採用後はエンジニアや法務・会計等の専門職や営業職、経営等に従事する外国人を想定しています（在留資格としては「高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」等の専門的・技術的分野に該当）。

- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ④ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
- ⑥ 以下に掲げる労働関係法令を遵守していること。
 - ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

- ・労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- ・労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

（6）応募方法：こちらからご応募ください。 <https://forms.gle/xm4EbSeNEjbHtgVn9>

（7）結果の通知：2025 年 4 月 11 日（金）を目途までに、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に、

結果をお知らせします。

4. 参加企業の選定等

（1）参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市・兵庫県にて選考し、参加企業を決定します。

（2）失格及び参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとします。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 応募要件を満たしていないことが判明した場合

（3）免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市・兵庫県及び運営事務局は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

5. 主催

神戸市、兵庫県、ひょうご・神戸国際ビジネススクエア ~~（神戸市海外ビジネスセンター、ひょうご海外ビジネスセンター、ジェトロ神戸）~~

6. 問合せ先

（市内企業）

神戸市経済観光局経済政策課（神戸市海外ビジネスセンター）

E-mail: asia-biz@city.kobe.lg.jp

TEL: 078-231-0222 FAX: 078-231-0256

(市外の兵庫県内企業)

兵庫県産業労働部労政福祉課

E-mail: rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp TEL: 078-362-9181